

ワーク・ライフ・バランス推進宣言事業所は以下の事項を遵守願います。

- 1 新潟県ハッピー・パートナー企業に登録（又は登録を予定）又は雇用促進に寄与し、この活動に賛同する市内事業者であること
- 2 ワーク・ライフ・バランス推進に向けた宣言内容等の市民周知が可能であること
- 3 労働関係法令等を遵守していること
- 4 暴力団あるいは暴力団員と関与していないこと
- 5 その他法令上又は社会通念上、ふさわしくないと判断される事由がないこと

※以下に該当する場合は、抹消する場合があります。

- 1 偽りその他不正の手段により宣言をしたとき
- 2 労働関係法令等に関し重大な違反があったとき
- 3 暴力団あるいは暴力団員と関与したとき
- 4 その他法令上又は社会通念上、ふさわしくないと判断される事由があったとき